



老高発0517第1号
平成24年5月17日

各〔都道府県
指定都市
中核市〕

民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長



有料老人ホームを対象とした指導の強化について

「未届の有料老人ホームの届出促進及び指導状況等のフォローアップ調査（第3回）等の実施について」（平成23年10月24日付け厚生労働省高齢者支援課事務連絡）に基づいて実施したフォローアップ調査の結果について、別添のとおりとりまとめたので情報提供する。

有料老人ホームについては、平成22年12月17日に内閣府消費者委員会から、前払金に係る契約の問題に関して建議がなされたところであり、今般、当該建議における消費者の利益擁護の観点から、老人福祉法（昭和38年法律第133号）等を改正したところであるが、フォローアップ調査の結果を踏まえると、一層の指導の強化が必要であると考えられるため、下記について、適切な取組の実施をお願いする。

なお、有料老人ホームにおける看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の医行為等の基本的考え方についてもお示しするので、御了知の上、関係団体、関係機関、有料老人ホームの事業者等に対して、その周知徹底を図るとともに、適切な指導を行われたい。

記

1. 有料老人ホームの届出促進・指導等について

これまでも累次にわたり有料老人ホームの届出促進、適切な指導監督を求めてきたところであるが、今回の調査結果では、有料老人ホームの届出手続が進んでいない実態が見受けられた。有料老人ホームの届出促進及び指導等については、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成19年3月20日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知）等を踏まえ、関係機関と連携して今まで以上に取組の徹底をお願いしたい。

なお、今後の未届施設の届出や指導等の状況については、本年10月を目途に第4回フォローアップを行う予定としている。様式等については別途通知する予定である。

2. 有料老人ホームの前払金の保全措置の状況について

平成 22 年 12 月に内閣府消費者委員会より「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関して建議」を受け、その中で前払金の保全措置を遵守していないことが指摘されていたところであるが、今回の調査の結果では、老人福祉法第 29 条第 7 項の規定に基づく前払金の保全措置が講じられている施設のうち、保全措置が講じられていない施設が多数存在し、法令遵守が図られていない実態が確認された。

有料老人ホームの入居者を保護する観点から、貴団体においては、有料老人ホームの事業者に対して、以下の①及び②に係る指導を徹底していただきたい。

- ① 前払金の保全措置を講じていないことは、法令に違反する行為であることから、前払金の徴収を行う場合には、所要の措置を講ずる必要があることを、貴団体内の有料老人ホーム事業者に対して周知徹底を図ること。
- ② 前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対して、老人福祉法第 29 条第 9 項に基づく検査、同条第 11 項に基づく改善命令等、速やかに改善に向けた取組を実施すること。なお、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った事業者に対しては、同法第 39 条及び第 40 条に基づく罰則を適用すること。

(参照条文)

○老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

第二十九条

7 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

9 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

11 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第四項から第八項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第三十九条 第十八条の二第一項又は第二十九条第十一項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十九条第九項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

3. 有料老人ホームに係る情報の開示について

老人福祉法第 29 条第 5 項の規定において、有料老人ホームの事業者は、入居希望者に対して、介護等のサービスの内容や費用負担の額など、入居契約に関する重要な事項を開示しなければならないこととされているところである。入居希望者が、適確に自らの状況に応じた施設を選択することができるようにする観点から、貴団体においては、有料老人ホームの事業者に対して、改めて重要事項の説明の徹底を図るよう、適切な指導の実施をお願いしたい。

なお、重要事項の説明の具体的方法については、書面の交付のみならず、インターネットを活用した情報開示や個別相談への対応など、入居希望者のニーズに応じた複合的な手段によることが望ましい。

4. 有料老人ホームにおける看護職員の医行為等について

看護職員の業務は、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）において診療の補助等を行うことと定められており、有料老人ホームにおいても、医師の指示下で一定の医行為を行うことが可能である。

なお、平成 24 年度の介護報酬改定においては、有料老人ホーム等を対象とする特定施設入居者生活介護について、夜間の看護体制を確保した上で看取り介護を行った場合の加算を創設したところである。

今般、介護と医療の連携強化が求められているところであり、有料老人ホームにおいても、介護・医療を切れ目なく提供するという観点から、医療ニーズを有する高齢者の生活を支えるための役割を果たすことが求められており、本件について、有料老人ホーム事業者に対して周知の徹底をお願いしたい。

以 上

未届の有料老人ホームに対する指導状況等における
フォローアップ調査（第 3 回）の結果について

平成 23 年 10 月 24 日付け通知（「未届の有料老人ホームの届出促進及び指導状況等のフォローアップ調査（第 3 回）の実施について」）に基づき、平成 23 年 10 月 31 日時点で有料老人ホームに該当した施設であって、老人福祉法に基づく届出が行われていないものの指導状況等について、都道府県から報告があった件数等は以下のとおり。

1. 前回調査において未届だった有料老人ホームの指導状況について

（ ）は割合

		施設数
平成 22 年 10 月 31 日時点において未届だった有料老人ホーム （※ 1）数		248 件 (100.0%)
	有料老人ホーム非該当等（※ 2）	22 件 (8.9%)
	平成 23 年 10 月 31 日までに届出済	62 件 (25.0%)
	平成 23 年 10 月 31 日時点で未届	164 件 (66.1%)

※ 1 「有料老人ホーム」には、実態把握中だったものを含む。

※ 2 「有料老人ホーム非該当等」と判断されたものは、前回調査後の実態把握の結果、有料老人ホーム事業を廃止したものや食事等のサービスを提供していなかったことが明らかとなったもの、など

2. 有料老人ホームの届出状況について

（ 1 ）各調査期間内における届出状況（フロー）

	H21. 5. 1-H21. 10. 31	H21. 11. 1-H22. 10. 31	H22. 11. 1-H23. 10. 31
①有料老人ホーム数	782 件	913 件	1,103 件
②届出施設数	619 件	854 件	1,008 件
③未届施設数	163 件	59 件	95 件
④届出率（①／③）	79.2%	93.5%	91.4%
⑤未届率（②／③）	20.8%	6.5%	8.6%

(2) 各調査時点における届出状況（ストック）

	H21. 10. 31 時点	H22. 10. 31 時点	H23. 10. 31 時点
有料老人ホーム数	5,253 件	5,966 件	6,985 件
届出施設数	4,864 件	5,718 件	6,726 件
未届施設数	389 件	248 件	259 件

3. 有料老人ホームにおける入居者処遇等に係る指導状況について

	施設数	入居者の処遇等 に係る指導
有料老人ホーム数	226 件	82 件
平成 23 年 10 月 31 日時点で届出済	62 件	31 件
平成 23 年 10 月 31 日時点で未届	164 件	51 件

(参考) 入居者の処遇等に関する指導の主な事例数

- 一部屋に複数人が生活しているため、個室化などによりプライバシーを確保
するよう指導 (6) [群馬県, 埼玉県, 東京都, 山梨県, 和歌山県, 佐賀県]
- 居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導 (6)
[群馬県, 埼玉県, 東京都, 岐阜県, 福岡県, 佐賀県]
- 廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたすため、改善を指導 (5)
[群馬県, 埼玉県, 東京都, 山梨県, 岐阜県]
- 行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するように指導
(3) [東京都, 神奈川県, 岐阜県]
- 入居一時金の保全措置を講じるよう指導 (3) [埼玉県, 東京都, 岐阜県]
- 夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体
制を確保するよう指導 (2) [宮城県, 東京都] 等

※ () 内の数字は指導した都道府県数

4. 有料老人ホームにおける前払金の保全措置の状況について

	施設数
平成 18 年 4 月 1 日以降(※ 1)に設置された有料老人ホーム数 (※ 2)	4,775 件
(うち)前払金を徴収している施設数	1,165 件
(うち)前払金の保全措置を講じている施設数	934 件
(イ)銀行等による保全金額に相当する部分の連帯保証	296 件
(ロ)親会社による保全金額に相当する部分の連帯保証	125 件
(ハ)返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保全金額に相当する部分を保険事業者がうめることを約する保証保険	3 件
(ニ)信託会社等との間における、入居者を受益者とする信託契約	170 件
(ホ)一般社団法人又は一般財団法人で高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものとの間において、一時金について有料老人ホームの設置者が返還債務を負うこととなる場合に備えた保全のための契約を締結することであって、(イ)から(ニ)に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの ※(ヘ)に該当するものを除く	0 件
(ヘ)全国有料老人ホーム協会による入居者基金	340 件
(うち)前払金の保全措置を講じていない施設数	231 件

※ 1 老人福祉法第 29 条第 7 項の規定により、同日以後に事業を開始した有料老人ホームについては、前払金の保全措置を講じる必要がある。

※ 2 施設数には、未届の有料老人ホームで実態が把握できたものを含む。

未届の有料老人ホームに対する施設の届出、入居者処遇等に係る指導状況について

	都道府県	有料老人ホームの届出状況		未届有料老人ホームに対する指導状況						平成22年11月1日以降に把握した未届の有料老人ホーム数
		有料老人ホームの届出済施設数	未届の有料老人ホーム設数	未届有料老人ホーム数						
					平成23年10月31日まで届出済		平成23年10月31日時点で未届			
					入居者処遇等に係る指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	入居者処遇等に係る指導件数		
1	北海道	244	0	0	0	0	0	0	0	0
2	青森県	183	0	2	2	2	2	0	0	0
3	岩手県	97	3	3	0	0	0	3	0	0
4	宮城県	86	2	2	1	1	0	1	1	1
5	秋田県	47	1	3	0	3	0	0	0	1
6	山形県	112	0	0	0	0	0	0	0	0
7	福島県	97	0	0	0	0	0	0	0	0
8	茨城県	59	8	8	0	2	0	6	0	2
9	栃木県	46	5	3	0	1	0	2	0	3
10	群馬県	153	8	7	7	2	2	5	5	3
11	埼玉県	284	8	6	6	1	1	5	5	3
12	千葉県	283	23	25	0	2	0	23	0	0
13	東京都	519	28	33	31	6	4	27	27	1
14	神奈川県	543	24	41	17	17	17	24	0	0
15	新潟県	92	0	0	0	0	0	0	0	0
16	富山県	25	0	0	0	0	0	0	0	0
17	石川県	43	0	0	0	0	0	0	0	0
18	福井県	16	0	0	0	0	0	0	0	0
19	山梨県	14	3	3	2	0	0	3	2	0
20	長野県	138	9	0	0	0	0	0	0	9
21	岐阜県	74	2	2	1	2	1	0	0	2
22	静岡県	124	6	9	0	3	0	6	0	0
23	愛知県	339	2	3	0	1	0	2	0	0
24	三重県	111	4	4	4	0	0	4	4	0
25	滋賀県	13	0	0	0	0	0	0	0	0
26	京都府	36	1	1	1	0	0	1	1	0
27	大阪府	456	14	20	0	6	0	14	0	0
28	兵庫県	150	3	4	4	1	1	3	3	0
29	奈良県	37	0	0	0	0	0	0	0	0
30	和歌山県	38	45	11	3	2	0	9	3	36
31	鳥取県	26	0	0	0	0	0	0	0	0
32	島根県	48	0	0	0	0	0	0	0	0
33	岡山県	137	2	2	0	2	0	0	0	2
34	広島県	93	0	0	0	0	0	0	0	0
35	山口県	133	0	0	0	0	0	0	0	0
36	徳島県	28	0	0	0	0	0	0	0	0
37	香川県	83	0	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	90	7	8	0	1	0	7	0	0
39	高知県	46	2	1	0	0	0	1	0	1
40	福岡県	436	11	11	2	3	2	8	0	3
41	佐賀県	61	2	3	1	1	1	2	0	0
42	長崎県	120	0	0	0	0	0	0	0	0
43	熊本県	231	0	0	0	0	0	0	0	0
44	大分県	198	0	0	0	0	0	0	0	0
45	宮崎県	162	1	1	0	0	0	1	0	0
46	鹿児島県	160	1	0	0	0	0	0	0	1
47	沖縄県	215	34	10	0	3	0	7	0	27
	合 計	6,726	259	226	82	62	31	164	51	95

前払金の保全措置の状況について

平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数												
前払金を徴収している施設数												
前払金の保全措置を講じている施設数												
				(イ)銀行等による保金金額に相当する部分の連帯保証	(ロ)親会社による保金金額に相当する部分の連帯保証	(ハ)返還債務の不履行により入居者に生じた損害のうち、保金金額に相当する部分を保険事業者がうめることを約する保証保険	(ニ)信託会社等との間における、入居者を受益者とする信託契約	(ホ)一般財団法人又は一般社団法人で高齢者の福祉の増進を旨とするものを目的として設立されたものとの間において、一時金について有料老人ホームの設置者が返還債務を負うこととなる場合に備えた保全のための契約を締結することであって、(イ)から(ニ)に準ずるものとして都道府県知事が認めるもの※(ヘ)に該当するものを除く	(ヘ)全国有料老人ホーム協会による入居者基金	(ウ)前払金の保全措置を講じていない施設数	指導件数	
1	北海道	190	47	47	21	0	0	0	0	26	0	-
2	青森県	166	1	1	1	0	0	0	0	0	0	-
3	岩手県	69	9	3	2	0	0	1	0	0	6	1
4	宮城県	65	31	17	3	3	0	4	0	7	14	4
5	秋田県	43	2	2	0	0	0	1	0	1	0	-
6	山形県	69	37	2	1	0	0	1	0	0	35	19
7	福島県	92	9	5	5	0	0	0	0	0	4	0
8	茨城県	31	11	10	0	0	0	4	0	6	1	1
9	栃木県	32	19	15	14	0	0	1	0	0	4	4
10	群馬県	133	17	13	1	0	0	3	0	9	4	0
11	埼玉県	185	84	68	22	10	0	14	0	22	16	16
12	千葉県	179	88	71	25	2	0	19	0	25	17	9
13	東京都	274	208	202	31	67	0	43	0	61	6	6
14	神奈川県	321	168	168	44	7	1	36	0	80	0	-
15	新潟県	73	29	28	20	0	0	0	0	8	1	1
16	富山県	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
17	石川県	36	2	2	1	0	0	0	0	1	0	-
18	福井県	13	5	5	5	0	0	0	0	0	0	-
19	山梨県	11	5	5	1	0	0	2	0	2	0	-
20	長野県	126	36	17	10	0	1	3	0	3	19	0
21	岐阜県	51	7	3	1	0	0	0	0	2	4	2
22	静岡県	82	36	24	3	1	0	5	0	15	12	12
23	愛知県	207	31	28	7	7	0	8	0	6	3	3
24	三重県	98	1	1	0	0	0	0	0	1	0	-
25	滋賀県	7	6	3	0	0	0	0	0	3	3	3
26	京都府	26	16	15	3	0	0	1	0	11	1	1
27	大阪府	322	68	58	21	9	0	12	0	16	10	0
28	兵庫県	86	52	41	7	14	0	6	0	14	11	11
29	奈良県	25	7	4	0	0	0	1	0	3	3	2
30	和歌山県	36	11	4	1	0	0	0	0	3	7	7
31	鳥取県	18	1	1	1	0	0	0	0	0	0	-
32	島根県	34	5	3	2	0	0	0	0	1	2	1
33	岡山県	88	17	15	12	1	0	0	0	2	2	2
34	広島県	47	22	2	2	0	0	0	0	0	20	7
35	山口県	106	3	2	1	0	0	1	0	0	1	0
36	徳島県	25	1	1	1	0	0	0	0	0	0	-
37	香川県	58	1	1	0	0	0	0	0	1	0	-
38	愛媛県	62	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
39	高知県	40	2	2	2	0	0	0	0	0	0	-
40	福岡県	275	23	22	9	2	1	2	0	8	1	1
41	佐賀県	57	2	2	2	0	0	0	0	0	0	-
42	長崎県	91	18	2	1	0	0	0	0	1	16	0
43	熊本県	187	4	4	4	0	0	0	0	0	0	-
44	大分県	148	5	2	0	2	0	0	0	0	3	0
45	宮崎県	122	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
46	鹿児島県	144	14	12	9	0	0	1	0	2	2	2
47	沖縄県	202	3	1	0	0	0	1	0	0	2	0
	合計	4775	1165	934	296	125	3	170	0	340	231	116